

小串事業場の職場巡視

小串事業場専任衛生管理者 森本 宏志

1. 巡視計画とその実施について

小串キャンパスは、小串事業場と附属病院事業場のふたつの事業場にわかれ、このうち小串事業場には、附属病院を除く医学部・医学研究科、総合科学実験センター等の教育研究組織、および事務部が含まれる。

小串事業場では、労働安全衛生委員会で承認された職場巡視計画に基づいて職場巡視を実施している。このうち原則として月1回は、総括安全衛生管理者と産業医を伴った巡視を実施し、年1回は全部署を産業医の巡視を受けることとしている。この巡視計画については、年度初頭に、各部署の安全衛生推進員（小串キャンパスでは、昨年度より各部署ごとの安全衛生関連情報を集約管理するため、各部署1名任命してもらっている）に巡視計画書を配布・説明するとともに、産業医巡視の原則1週間前には対象部署に電子メール等で連絡し実施することとしているが、その他の巡視は原則抜き打ちで行う旨の予告をしている。

巡視の際に気がついた事項については、原則として、その場で口頭にて指摘し、改善を求めるとともに、四半期毎に提出をお願いしている各部署の安全衛生ミーティング報告書に、その四半期の間に検討し、実施した安全衛生面の改善事項を記載するようにお願いしている。また、特に重要な事項については、安全衛生改善提案・勧告書兼報告書を発行し、改善状況の報告を求めるとしている。これらについては、小串事業場の労働安全衛生委員会で概要を報告することとしている。（垂直展開）

	平成17年												平成18年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
医学部本館																
基礎研究棟																
共同研究棟																
臨床研究棟																
保健学科棟																
事務部等																
エネルギーセンター																
総合研究棟																
生命科学実験施設																
RI実験施設																
遺伝子実験施設等																
その他																

は月間重点巡視部署（産業医、総括衛生管理者、衛生管理者、（安全衛生委員会委員）
 は衛生管理者1
 は衛生管理者2
 は衛生管理者3

図1. 職場巡視年間計画表

2. 安全衛生スタッフによる巡視の意義と考え方

衛生管理者や産業医、労働安全衛生コンサルタントによる各部署の職場巡視は、「その部署にとっての」第三者の視点で、安全衛生的観点からの各部署の実態をみての気づきとその共有活動であり、「あら探し」や「責任追及」が目的ではない。各部署の安全性や危険性はその部署で日常活動している人が最もよく知っていることであり、知った上、もしくは知らされた上ですべての活動が行われているはずである。しかし、「ベテランは慣れにより事故を起こす」といわれるように、その場にあまり慣れてしまっているがために、「危険」を「危険」として認識されなくなり、「事故や危険の芽」を放置し、育ててしまっていることも少なくない。ある部署の「常識」は、他の部署の「非常識」かもしれないのである。

衛生管理者や産業医は労働安全衛生の専門家ではあるが、各部署の詳細については「素人」である。つまり、各部署の人ほど、その部署のことを知っているわけではない。しかし、だからこそ、「慣れ」によって現場の人がみえなくなっている「危険」や「安全」に気づくことが可能である。また、他の部署との比較を否応なく行うことになるから、その現場だけには気づきにくい危険性や安全性に気づくこともできる。「その部署についての素人」の労働安全衛生の専門家であるがゆえに、気づけることもあるのである。

労働安全衛生スタッフによる巡視は法人化に伴い、法令により実施が強制されたものではあるが、大学関係者各位にあってはその意義を理解し、協力、活用し、学内の実質的な安全衛生と健康水準の向上に役立てていただくことが重要であると考える。



図2．薬品保管庫内の薬品トレイ



図3．薬品棚の転落防止バー

3．巡視所見の活用とリスクコミュニケーション

さらに、問題となる事項の多くが、単に一部署の問題ではなく、他の部署にも共通する事項であることも多い。「巡視はサンプリングである」といわれるように、一部署の所見は、小串地区、ひいては大学全体の状況を反映するサンプルと捉えれば、巡視所見の活用方法も自ずと変わってくる。

たとえば、ある部署を巡視した際の気づきを、部署の匿名化をはかったうえで、他部署にもメール等でしらせ、「他山の石」として、同様の事項についての改善の促すことも試みている（水平展開）。

また、マイナス面ばかりでなく、他部署にない良好な安全衛生対策があった場合などのプラス面の気づきについても、改善のヒントという意味で「良好事例」として情報を提供するといった試みも行っている。（たとえば、化学薬品の保管状況の良好事例として、地震時等の転倒での薬品混合による災害発生の危険を想定して、薬品を種類毎にトレイに分けて薬品保管庫に補充している事例（図2）や、薬品棚からの薬品の転落防止バーを取り付けている例（図3）の紹介など）これらにより、職場巡視が、部署の「あらさがし」が目的ではないことが、より明確に理解されることと思われる。

いずれにせよ、職場巡視は、他の監査活動と同じく、個々の問題点を発見し、発見した問題点だけをつぶしていく活動ではない。職場巡視は、職場に潜在する危険についてのサンプリング調査であり、サンプリングの結果、発見された問題点をもとに、関連する問題点、すなわち「危険の芽」を現場に意識してもらい、その上で、各部署・各員が主体的に、各部署に適した対応を考え、実施してもらうことを促すことにある。

4．巡視における今後の課題

小串事業場では、実験、研究が日中ではなく、夜間・休日に行われるところも多く、これは臨床系研究室で顕著である。その理由として、教職員の多くが、附属病院業務その他の医療業務・教育・組織業務を兼任しているためである。このため、日中職場巡視を行っても、実験等を実際にやっている時に遭遇することは比較的少ないため、巡視の視点が施設・設備・器具等の作業環境の面に偏りがちで、作業管理の側面の評価が十分できていないきらいがある。今後、作業面のリスク評価と改善のサイクルをどのように確立するか、各部署の安全衛生推進員等の活用や、場合によっては時間外の巡視等も検討する必要があるかもしれない。